

【1998年2月23日】診療報酬改定に対する支払側意見

中央社会保険医療協議会

平成10年2月23日

中央社会保険医療協議会

会長 工藤 敦夫 殿

中央社会保険医療協議会

一号側委員

真野 章

下村 健

鈴木 修

柿沼 靖紀

若杉 史夫

片岡 和夫

今井 恒嘉

中野 小三郎

診療報酬改定に対する支払い側意見

1. 今回の診療報酬改定に至る経緯は異例であり、遺憾である。今後は、このような事態が生じないように十分な情報提供に併せて、基本的事項についてあらかじめ審議を行うなど、中医協の運営の改善がなされるべきである。
2. 当面、今回改定以前から残されている国立病院等における診療報酬定額制試行などの項目や今回継続協議となった主傷病の明記などの項目について、十分な審議日程を確保し、引き続き早急に検討を進めて、結論を得たものから実施に移すべきである。
3. 今後の診療報酬改定にあたっては、医療の進歩・発展と急激に進行する高齢化に対処できる医療提供体制を念頭におきながら、これに向かって改革が進められるような診療報酬体系の実現を目標として、個々の診療報酬だけでなく体系的な面からの検討を行うべきである。このため、必要に応じた関係審議会との適切な連携への配慮が不可欠である。
なお、特に留意すべき具体的事項は次のとおりである。
(1) 検査、処置等診療科の包括、定額化をさらに拡充し、医療機関による選択制を廃止

すること。同時に、医療の質を担保する施策を整備すること。

- (2) 老人医療における傾向的多剤投与の抑制など、薬剤使用の適正化を図ること。
- (3) 老人医療における社会的入院の是正及び長期入院の解消を図ること。
- (4) 明確な根拠もなく、経済的に疑問のある診療報酬上の格差（病院と診療所の技術評価の格差等）には反対であり、経済誘導的な診療報酬は避けること。
- (5) かかりつけ医機能については明確化されるべきであり、現在の紹介制度については、紹介患者の優遇など患者サービスの向上を図ること。
- (6) 予防的治療と思われるような診療行為に対する評価は、慎重に行うこと。

4. 診療報酬点数表については、体系の基本的見直しまでの間においても、簡素合理化を推進すること。

5. 疾病別定額払い方式の導入など、診療報酬制度全体の改革を推進すること。

6. 今回の薬価改定の趣旨を踏まえ、医薬品が適正な価格で、正常かつ安定して供給されるよう厚生省及び関係者は努力すること。また、薬価の正確な把握がなされるよう薬価調査についての改善を検討すること。

7. 審査体制の充実、強化を推進し、審査結果に関する情報を関係者に明示すること。

8. 認可、届出事項などのほか医療機関に関する情報の開示及び標示を進めること。

9. 診療報酬改定の基礎データである「社会医療診療行為別調査」の対象に健康保険組合分等を加えるなど、正確性を期すること。